

## 井上円了の国語国字観

——『漢字不可廃論』をめぐって——

森 章 司

### はじめに

井上円了（以下円了という）は、多方面の分野において膨大な量にのぼる論著を発表している。それは円了の以下のような考えにもとづくものであった。

「回顧すれば先年相撲流行の際に相撲玄談を著はし日清戦争の際に戦争哲学を著はし、を以て当時の評に余り投機に過ぐるか如く言ひし者あり、然とも余の意は社会百般の事みな其裏面に哲理を具するを以て時に臨みて其哲理を外面に開示するは学者の責任にして且つ余の一家の憲法中等一條の哲学普及の目的に合することを知り、此の如き世間に未だ其名を聞かざりし著作あるに至れり、啻に是れのみならず今後事情の許す限り商業哲学、工業哲学、農業哲学、医術哲学等の著述を試むる意なり然るときは世間必ず余を目して附会学者、瞞着学者なりと云はんも余自ら信する所ありて其所信を世に表白する者なれば世評の如何は敢て問ふ所に非ざる

なり」<sup>(2)</sup>

とし、

「世間百般の事に哲学を応用して社会の実益を示さんことを期せり、猶ほ理学が高尚なる理論を器械工芸に適  
用して大に世間を裨益せるが如くなさんと欲せり」<sup>(3)</sup>

とするように、社会百般の裏面には哲理があり、学者はそれを明かにし、世間に知らせる努めがあると考えてい  
たからであった。

このことは円了のいう哲学というものが奈辺にあつたかということを示すとともに、それは仏教のいう真  
実と智慧と同義であつたといふことができる。

仏教において真実は、サンスクリット語で satya あるいは tathata, tattva 等の語で示される。satya は「あ  
る」「存在する」を表わす <sup>sat</sup> という語根から成立した語であつて、語義そのままを生かせば、「あること」「存在  
すること」を意味する。それが漢訳経典においては、諦とか真・実・真実などと訳されたのである。初期仏教に  
おける四諦や、阿毘達磨仏教・大乘仏教の真諦・俗諦、あるいは天台の三諦円融の諦はこの語の翻訳である。

また tathata や tattva は、指示代名詞の「それ」「これ」を意味する tad から生まれた語であり、語義からす  
れば「それであること」「それがそれとしてあること」を意味するが、これを漢訳仏典は如・真如・如実・真実・  
真・実・真理などと訳したのである。

このように仏教における真実は、「あるがまま」「それがそれとしてあること」であつて、決して超越的なもの  
でもなければ、森厳なものでもない。我々の目の前にある社会百般のものすべてが真実なのである。しかしなが  
ら凡夫である我々は、我々自身の「ありのまま」である真実さえ知りえないように、「あるがまま」「それがそ

れとしてあること」を「あるがまま」「それがそれとしてあるように」知ることができない、我々は眼前にある真実を真実として「ありのまま」に知ることができないのである。そのために釈尊は四諦（四つの真実）において、我々凡夫は苦しみの存在であると、誰しもが知っていることを何百回何千回となく説いたのである。

もし「あるがまま」を「あるがまま」に知りえたとしたら、それはごく平凡で何の変哲もないことであるが、それが仏教のさとりである。これを「如実知見」といい、仏教における至高の智慧である。

円了が社会百般すべての裏面に具する哲理というのは、仏教のいう真実に相当するであろう。そしてこれを外面に開示するのが智慧であって、これを応用して社会を裨益せんというのは、俗にいう啓蒙であるが、仏教においては布教に外ならないであろう。

円了は実に多くの分野において、夥しい論著を発表したが、それらはむしろ常識的・現実的で、学問的な高みに欠けるといふ批判もなくはない。あるいは円了は単なる啓蒙家であって哲学者ではないとも言われる。しかしながら円了は、そのような意味で自ら自らを学者・哲学者だとは思っていないかつたであろう。先に引用した文中に見られるように、社会・世間の百般における「ありのまま」なる哲理を、「ありのまま」に開示しようとしたにすぎないのであるからである。むしろ円了は平凡で日常的なレベルで、現実的に土くさく活動したということができる。

そうして多方面における夥しい論著を発表した。それらは世間の耳目を敬るような新奇さもなく、世間の度肝を抜くような大事業でもなかったかも知れない。しかしながら、「ありのまま」たる真実を「ありのまま」に知見しようとする本当の智慧を土台にしていたから、その所論には誤りがなく、矛盾というものが無いと言える

のではないであろうか。円了の多くの分野での多くの発言が、百年後の現代においてもそのまま通じることが多いのもその故であろう。むしろ何げなく当り前のような言葉の中に、百年後の今日を予見していると思われる「先見の明」に驚かされるのである。

「余の如き局外者」という自覚を持っていた国語国字論の分野においても、円了は漢字保存論を骨子としたいくつかの論著を発表し、世の漢字廃止、国字改良という高波に、敢えて棹そうとした。文明開化の当時においては、その意見は随分固陋で頑迷な所論と映じたであろうが、円了は「余は断言して国字改良は今日の急務でないと申します。社会の潮流も一時の後は、必ず余が意見に向て進むであろうと信じます」と言いきり、事実、今日では円了の言ったとおりとなっている。まさに「ありのまま」を「ありのまま」に見るといふ、いかにも陳腐ではあるが確かな智慧の証明が百年後の現実によつてなされたのである。

以上は本稿の序論であり、また結論である。以下に円了当時における国語国字論の概況と、円了の意見、そしてこれに対する当時の反響（同時代的評価）と、今日的な評価といったことについて論述する。

## 一、『漢字不可廃論』著述の時代背景

円了が国語国字問題について発言した論著には以下のようなものがある。

「漢字論」(明治二四・一・一七、『天則』三一七)

「横読及び縦読の利害」(明治二八・三・二、『東洋哲学』二一一)

「漢字不可廃論」(明治三三・一・五、『東洋哲学』七一、『甫水論集』所収)

「国字改良と宗教との関係」(明治三三・一・八、『仏教普通科講義』一九、『円了講話集』所収)

「国字改良論の三大誤」(明治三三・三・五、『東洋哲学』七一三、『甫水論集』所収)

『漢字不可廃論・一名国字改良論駁撃』(明治三三・四・八、哲学館)

「漢字存廃問題に就て」(明治三三・七・一、『太陽』六一九、『甫水論集』所収)

「漢字と仏教との関係」(明治三四・一・二〇、『通俗仏教』一一三、『円了講話集』所収)

「漢学の運命」(明治三四・二・五、『東洋哲学』八一二、『甫水論集』所収)

「漢字の存亡」(明治三四・四・九、『仏陀の福音』二二)

「漢字教授法の改新を要す」(明治三五・四・六、『甫水論集』所収)

これらのほとんどは明治三三年から三四年にかけて述作されたものであるが、これらがどのような背景のもとに生まれたものであるかを概観してみよう。

国字論の端緒は本節末尾に掲げた略年表においても示したとおり、慶応二年に前島密が將軍徳川慶喜に建白した「漢字御廃止之儀」である。ここで前島は、「教育に漢字を用ひるときは其字形と音訓を学習候為め長日月を費し成業の期を遅緩ならしめ又其学ひ難く習ひ易からざるを以て就学する者甚た稀少の割合に相成候」であるから、「抑御国に於ては毫も西洋諸国に譲らざる固有の言辞ありて之を書するに五十音の符号(仮名字)有之」とし、そこで漢字を廃止して仮名字を用いることを建議したのである。これはカナを国字とするカナ国字論であるが、ローマ字国字論も早くも明治二年に現われている。それは南部義壽が大学頭であった山内容堂に提出した

「脩国字論」である。

その後、日本語に代えて英語を国語として用いようという森有礼や、「各国文字言語ノ長ヲ取り短ヲ舎テ混一ニ掃スル」国際共通語を造ろうという阪谷素<sup>(6)</sup>などの極端論も現われたが、こうした漢字を廃止してカナあるいはローマ字を国字にしようとする運動の第一の波は、明治十六年から十八年ころに頂点に達した。それが「かなのともし」<sup>(7)</sup>「いろはくわい」<sup>(8)</sup>「いろはぶんくわい」<sup>(9)</sup>「いつらのおん」といった仮名の運動諸団体を大同団結した「かなのくわい」の結成（明治十六年）と、これに呼応して作られた羅馬字会（明治十八年）に象徴される。しかしながらこれらの会は、どのような仮名遣いを用いるか（歴史的仮名遣い系と発音式仮名遣い系）、どのようにローマ字で表記するか（発音式へボン式系と日本式系）という基本的な点に異論があつたため、まもなく分裂することとなつて下火となつた。

第二の波は日清戦役後であり、この大勝利によつて教育振興が叫ばれ、貴衆両院は清国から得た賠償金を普通教育の振興に充つことを建議した。これに伴い国語国字論もまた活発となつて、明治三二年には帝国教育会の中に国字改良部が設けられ、仮名字調査部・羅馬字調査部・新字調査部・漢字節減調査部の四部会が設置された。翌三三年一月二六日には、この帝国教育会から内閣・文部省・各省大臣・貴衆両院議長に「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」が提出され、貴衆両院はこれを採択して、国語調査会が設置されることになつた。

また文部省は明治三三年八月に「小学校令施行規則」を發布し、その第十六条で、小学校で教育される平仮名・片仮名の字体の統一、字音の仮名遣いも発音式に改めること、小学校四年間で教えられる漢字の字数を一二〇〇字に制限するなどを定めた。<sup>(10)</sup>

円了が国字国語問題についての最も代表的な著書である『漢字不可廢論』を出版したのは、明治三三年四月八

日であつて、丁度この国字改良第二の高波にあるときであつた。この中で円了は次のようにいう。

「抑々国字改良論は今日俄に起りたるにあらざして、明治の初年より時を隔てて、折々社会の上に推し寄せ来る一大潮流である、先年仮名の会の起りたるときは、其潮勢全国を一捲ヒトツキにせんとする有様なりしが、一時の後其勢一変し翻て羅馬字の満潮を引起し、會員の數、万余に達する勢でありました。然るに此羅馬字の火の手も數年を出でずして下火になり、其反動として却て漢字の再興を見るに至り、轉じて国学の勃興を来すに至りました。是より後は漢字国学共に並び行はれ、誰ありて別に国字改良を唱ふるものもなかりしが、内地雜居に伴ひ、更に漢字廃止の聲遠近に起り、新字を工夫して之に代へんとする説出で、先年の仮名の会、羅馬字会の連中も之に唱和して、漢字攻撃の聲漸く高く、其徒、遂に相合して、国字改良会を組織する運ひに至り、爾來漢字を排斥し嫌惡すること、毒蛇惡龍よりも甚しく、己れ自身は漢字の胎中より生れ出でながら、其恩を忘れ義に背き、矛を倒サカシマにして之を攻むるが如き謀叛人が四方に現はれ、余の如き局外者ですらも兎ても默然として傍觀坐視することが出来なくなりました。依て此に漢字不可廢論を述べて、改良論の不道理なる点を一々弁駁しましたる次第であります」<sup>(8)</sup>

このように円了は第二の波の原因の一つとして内地雜居を上げるのであるが、ともかくこうした流れにあることを十分に認識した上で、『漢字不可廢論』を出版したわけであつた。もつともこうした世間の流れに、敢て棹そうとする直接のきつかけは、

「亜細亜の東端に在りて高く独立を聳ソビヤカし居る我大日本帝国は、元來漢字国である。然るに其漢字国であるにも拘らず、近來国字改良を唱ふるものアチラ、コチラに起り、志きりに漢字を全廢せんことを唱へ、其氣焰日一

日より高まりたれば、世の輕躁浮薄連中は、深く其利害得失を考へずして、みだりに之に雷同せんとする様に見ゆるが、是は誠に嘆息の至りであります。志かし生意氣連中の雷同だけならば、左まで氣に留めるに及ばぬも、此頃になりては堂々たる帝国教育会が、之に賛同する様になりました。<sup>(9)</sup>

「先日友人の宅で、教育会より貴衆両院へ提出せられたる国字改良請願書とやらを拝見するに、一言半句として感服する所なきには、少々二度ビックリの方であります、余は不肖ながら斯る意見には、如何に同意したくも、賛成することは出来ぬ、否大反対であります、既に大反対である以上は、本志を枉げて、其会の午後となるは、自ら屑しとせざることなれば、此際断然脱会するに如かずと心得、両三日前に脱会届を差出しました、いよく脱会の上は、教育会連中からは悪魔の如く忌み嫌はるであらうけれども、口を極めて其不道理なる点を攻撃せなくてはなりません、是れが余の漢字不可廢論を主張する理由であります」<sup>(10)</sup>

というように、帝国教育会が国に提出した「請願書」であった。

実は、著書である『漢字不可廢論』は、哲学館の漢文科の学生に講演したものを編輯したものであり、すでに同名でほぼ同じ内容の雑誌論文「漢字不可廢論」が、一月五日発行の『東洋哲学』第七卷第一号に発表されている。帝国教育会からの「請願書」は一月二六日に内閣などへ提出されたものであるから、雑誌への発表や講演はそれ以前ということになるが、おそらく帝国教育会の会員であった円了の許には、その草稿が早くに届いていたものであろう。

さて、円了の『漢字不可廢論』述作の直接のきっかけとなった「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」なるものは、「国字国語国文ヲ改良シ、及び之ヲ実行セン為ニ、政府ニ於テ速ニ其ノ方法ノ調査ニ著手セラルベキコト」<sup>(11)</sup>を要請するものであった。その理由は、日本語には和語・漢語・和漢語があり、文字には仮字・漢字あつ



て仮字には片仮名・平仮名があり、平仮名には変体がある。漢字に至っては普通用のものでさえ無慮五千箇はあり、一字ごとに楷行草三体があり、また数種の漢音異音があり、ままた唐音も残されており、その上にいくつかの訓義をも具えている。また文体には、和文体・戦記文体・候文体・漢文書下体・洋文直訳体・言文一致体などがあり、更に地方地方の方言も多い。日本の言文はまさに全世界に於て最も困難なもので、教育にも重大な障碍となつてゐるからであるといふのである。その上で帝国教育会は、「抑、国語国文を改良せんとするには、先国字を改良するを以て第一着手とす、是を以て、或は漢字を節減して其の数を限定せんとするものあり、或は之を全廃して専ら仮字のみを用ゐんとするものあり、或は漢字仮字共に之を廃して代ふるに羅馬字を以てせんとするものあり、或は新に便利なる国字を作らんとするものあり、其の改良の方案に於ては各其の説を異にすとも雖も、漢字の不便利なるを認めて之を排斥するに於ては何れも皆一致せり、而して其の仮字を主張すると、其の羅馬字を主張すると、其の新字を主張すると、其の漢字節減を主張すると、各一得一失ありて、未だ遽に其の是非を判断すること能はざるが如くなれども、更に其の調査を精密にして其の利害得失を討究し、以て其の最良なるものを選定せんことは亦決して難きことにあらざるべし」(傍点筆者)という立場に立つていた。

このように、この請願書は国語国文国字の調査機関を政府部内に設けよというものであったが、円了はその国語改良が漢字廃止を意味することに大きな危惧を懐いたのであった。「今日未だ漢字漢字の廃止を實行したるにあらざるも、其方針に向ひて歩を進めつつあるは十目の視る所なり、……中略……数年を出でずして漢字全廃を實行するに至らば自然の勢なり」とまで恐れたのである。そして帝国教育会のごうした決議は、「唯国字改変に關し意見ある者のみ相集りて決議したるのみ、余輩の如き国字改変の必要を見ざる者は、全く関り知らざる所である」として、真向から帝国教育会のごうした方針に反対し、ついに会を脱会したのである。

このように『漢字不可廃論』が述作された直接の動機は帝国教育会の請願書であつたが、それ以前にも円了に国字国語問題への関心がなかつたわけではない。それが『漢字不可廃論』に先立つ二つの論文であり、また言文一致運動にも共感して、『通俗講談言文一致 哲学早わかり』なる書物を明治三二年の二月に出版している、また円了自身も

「今度の漢字不可廃論も……中略……是れ余か年来の持論なることは哲学館に出入するものの皆熟知する所なり」<sup>(15)</sup>

「漢学専修科を開きたるは四年前なるも其旨趣を発表したるは明治二三年の事なり、斯くして十年前より漢字を学ぶの急務を唱へたるは其廃すべからざるを知ればなり」<sup>(16)</sup>

というとおりである。事実、明治三〇年一月に発表された漢学専修科の開設趣意書には、「維新以来泰西の諸字漸く隆なるも漢字を偸るにあらざれば之を普及する能はず」<sup>(17)</sup>と書かれている。

以上のように、明治維新以来の潮流は、漢字の複雑で字ぶに困難なことが槍玉に上げられ、これに代るカナ国字論・ローマ字国字論がその主流を占めていた。もつともその他に、カナやローマ字に代る新しい国字の考案も盛んに行われ、年表に示したように、第一の国字改良の波の明治十八年以降、折々それが発表されていたが、カナ国字論やローマ字運動のように、団体や結社を結んでの組織的な運動にはなり得なかつたから、それほど大きな世論とはならなかつたのである。

また、円了と同様に、漢字を保存しようとする意見もないではなかつた。しかしながら漢字保存論者も漢字の字数が多く、字形が複雑で、しかも多様な音訓があるという欠点は十分に承知しており、したがって漢字保存論者は即ち漢字節減論者だと解釈してよい。といっても、注意すべきは漢字節減論者は必ずしも漢字保存論者では

ないということである。例えば福沢諭吉は『文字之教』で、「漢字ノ数ハ二千カ三千ニテ沢山ナル可シ」として、いかにも漢字節減論であるが、その本意は「今ヨリ次第第二漢字ヲ廃スルノ用意専一ナル可シ」というのであって、結局意のあるところは漢字廃止にあり、一時に全廃することは「願フ可クシテ俄ニ行ハレ難キ」から、その用意のために節減案を提示したにすぎないものであった。<sup>18)</sup> そういう意味では、年表中の〈漢字保存(節減)論〉中に掲げたものの中にも漢字廃止論者があり、明治三三年の三上参次・後藤牧太・杉浦重剛はその部類である。

したがって円了の主張するように、漢字の改良節減を唱えながらも、漢字の長所利点を認め、漢字の保存を主張したものは決して多くはなかった。西村茂樹の「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」(明治七年)、川田剛の「日本普通文字ハ将来如何ニナリ行クカ」(明治二〇年)、三宅雄二郎の「漢字利導説」(明治二八年)などはその先駆であるが、円了はこれらの説を参照しながら、『漢字不可廢論』を述作したものと考えられるから、この紹介は次節において、円了説を概観する際に併せて行うこととする。

国字問題略年表

年	カナ国字論	ローマ字国字論	新国字論	漢字保存(節減論)	新国語論
慶応 二	前島密「漢字御廃止之儀」を將軍徳川慶喜に建白				
明治 二	柳河春三「布告ノ書ニ仮名文ヲ用ヒ且ツ板行ニス可キ事」を公儀所に建議	南部義籌「脩国語論」を大学頭山内豊信(容堂)に建白			

明治 九						
	明治 八	渡辺修次郎「日本文 を制定する方法の大 意」を文部卿に建議 〔郵便報知新聞〕八 月二九日号にも論 ず)				
			西周「洋字ヲ以テ国 語ヲ書スルノ論」を 発表〔『明六雑誌』 一〕			
中島雄「文字改革論 ノ未ダ卒カニ行フベ			西村茂樹「開化ノ度 ニ因テ改文字ヲ発ス ベキノ論」を発表し、 西周に反対〔『明六 雑誌』一〕また清水 の説にも反対〔『明 六雑誌』七〕	福沢諭吉『文字之 教』で漢字制限論を 発表	文部卿大木喬任、漢 字制限の目的で『新 撰字書』を編集させ る(三一六七字)	
						森有礼、日本語を英 語に代えようとの書 簡をWhitneyに送る

明治一二		南部義壽「以羅馬字写国語、並盛正則漢字論」(『洋々社談』五六〜六〇)		カラザルヲ論ズ」(『同人社文芸雑誌』三) 海内果「文字論」(『東京日日新聞』六月二〇日)	
明治一四	国字改良団体「かなのとも」結成 伊藤圭介「これもまたくちよくいふべくして、そのことばおこなはれかたきのせつ」(『東京学士会院雑誌』三一—一〇)				
明治一五		矢田部良吉「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ説」(『東洋学芸雑誌』七、八) C.S.EDY「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ説」(『六合雑誌』三一—二五)			

明治一六	<p>カナ論諸団体合一の 「かなのくわい」設 立 大槻文彦「仮名の会 の問答」</p>				
明治一七	<p>鈴木辰梅「謹デ仮名 ノ会員ニ謀ル」(『東 洋学芸雑誌』三二) 外山正一「漢字を廃 し英語を盛に興すは 今日の急務なり」 (『東洋学芸雑誌』三 三)、ローマ字に賛成 するがしばらくカナ 説に従う) 元田直「漢字排斥と カナ専用の方策」 (芝紅葉館にて演説) 外山正一「漢字破」刊行</p>	<p>「羅馬字会」設立 田中館愛橋「羅馬字 意見」(『理學協會雜 誌』一六) 坪内逍遙、ローマ字 採用はカナに優ると 主張(『小説神髓』</p>	<p>平岩愷保「日本文字 の論」(『六合雜誌』 五〇〜五一、神代文 字を修正したもの)</p>	<p>三宅雄二郎「仮名軍 の猛將として一驚を 喫せしむ」(『東洋学 芸雑誌』三一)</p>	<p>高田早苗「英語を国 語にすべし」と講演 (横浜攻学舎)</p>
明治一八					

明治一九	末松謙澄『日本文章論』刊行				
明治二〇					
明治二七					
明治二八	上田万年『国語のため』刊行				
					第一冊)
				小島一騰『日本新字』（ローマ字を基にしたもの）	
				北尾次郎「颯風の説」にて新国字を發明すべしと説く（『学海の指針』三三）	
				井上哲次郎「文字と教育の關係」にて平仮名を改造して新文字をつくることを提唱（『東洋学芸雑誌』一五一〜一二）	
				岡田正美「漢字全廃を論じて国文国語国字の将来に及ぶ」（『帝国文学』一一一〇〜一二、平かな改作案）	
				菅沼岩蔵『文字文章改良論』（片カナ、平カナを混合して改良）	
				三宅雄二郎「漢字利導説」（『太陽』一一八）	
				矢野文雄『日本文体文字新論』刊行（三〇〇〇字）	
				川田剛「日本普通文字ハ将来如何ニナリ行クカ」（『東京字士会院雑誌』九一一、三〇〇〇字）	
				落合直文、漢字制限論を發表（『国学院雑誌』一一）	

明治二九			嘉納治五郎の速記法を改造した新文字論（坪内逍遙）『新文壇の二大問題』『早稲田文学』八六・八七による） 上田万年「新国字論」（『東洋学芸雑誌』一六九〜一七〇）		
明治三〇			田中秀穂『新式発明日本字』（カナと漢字とを混合して改良）		
明治三一	「国字改良会」設立 朝日奈知泉「日本今後 の文字と文章」（『大日本』三一）	白鳥鴻幹「新国字論」		大西克知「学生近視の一予防策」（省字論）	
明治三二				重野安繹「常用漢字文」（『東京学士会雑誌』五六一〇字）	

帝国教育会「国字改良部」を設置し、仮名字調査部・羅馬字調査部・漢字



<p>明治三五</p>	<p>「国語調査委員会官制」発布</p>	<p>伊沢修二『視話法』にて視話文字を発表</p>	<p>小森徳之の新案自由仮字を紹介『読売新聞』十一月一六日</p>	
<p>明治三四</p>		<p>山田栄造『功名録』(ローマ字の変形)</p>	<p>井上円了『漢字不可廢論』</p>	
<p>明治三三</p>	<p>岡倉由三郎「国字改良に関する意見」(『読売新聞』一月一五、二二、二九日)</p>	<p>帝國教育会国字改良部は速記文字を新字とすることに決定</p> <p>市村瓊次郎「文字と言語との関係」(『言語学雑誌』一一六、複音語には音字、単音語には義字)</p> <p>石川倉次「明盲共通字」(『教育公報』二三八)</p> <p>藤岡勝二「オスカール・ゲルストベルガー氏発明日本新国字」を訳述(『教育公報』二四〇)</p>	<p>三上参次「国字改良に関する意見」(『読売新聞』二月一日)</p> <p>原敬『漢字減少論』</p> <p>後藤牧太「国字改良に関する意見」(『読売新聞』三月五日、一九日)</p> <p>杉浦重剛「国字問題に関する意見」(『国字改良異見』所収)</p>	

節減調査部・編纂委員に分つ。(翌年一月「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」を内閣・文部省・各省大臣・貴衆兩院議長に提出)

明治三六			小林法樹『新国字手 引草』（速記文字の 改良） 増田乙四郎『大日本 改良文字』（カタカ ナをローマ字風にし たもの）		
明治三七	沢柳政太郎「国民の一大問題」 〔『教育界』三一四〕		前田黙鳳『東亜新 字』		
明治三八		「ローマ字ひろめ 会」結成 田丸卓郎「ローマ字 論」を發表（理科大 学）			

（本略年表は平井昌夫著『国語国字問題の歴史』（昭森社、昭和二四  
年十一月十日発行）に負うところが多い）

## 二、『漢字不可廃論』概観

前節において述べたような背景をもとに、『漢字不可廃論——一名国字改良論駁撃』は著述された。もとより  
円了の国字国語問題に関する論著はこれに限られるものではないが、この中にその他の全ての論稿の趣旨は網羅  
されていると考えられるので、円了の国語国字観をまとめる代りに、この書の概要を述べることにしたい。

『漢字不可廃論』は全七四頁の小冊子であり、国字改良論に対する円了の漢字を廃すべからずという主張が、全二三条に亘つて説かれている。この二三条はこれ以上整理されず、単に並列的に羅列されているのみであるが、これをもう少しまとめてみると、五つの部類に分けることが出来るであろう。試みにこれに従つて目次を作つてみると次のようになる。(一)「内は円了自身の文章」

序論 「一 余が漢字不可廃論を主唱する理由を述ぶ」

第一編 漢字欠陥論に対する弁駁

「二 漢字は世界中最大困難の文字なりといふを駁す」

「三 漢字は脳髓の發育に妨害ありといふを駁す」

「四 漢字は老朽せる文字なりといふを駁す」

「五 漢字は字数夥多字画繁雜なりといふを駁す」

「六 漢字は発音に困難なりといふを駁す」

「七 漢字は西洋語を訳するに不便なりといふを駁す」

「八 漢字は言文一致を實行する妨になるといふを駁す」

「九 漢字は活字を組立てるに不便なりといふを駁す」

第二編 漢字廃止論に対する弁駁

「十 漢字を廃止すれば有らゆる困難を避くべしといふを駁す」

「十一 漢字を廃すれば人心上は大異動を起す所以を述ぶ」

「十二 漢字を廃すれば倫理上に大影響ある所以を述べ」

第三編 漢字の利点を述べて漢字欠陥論に反駁

「十三 漢字には種々の長所あることを述べ」

「十四 漢字には美術的興味あることを述べ」

「十五 漢字を用ふれば日本の特性を保存する益あることを論ず」

「十六 漢字を用ふれば東亜の勢力を占むるの益あることを論ず」

第四編 漢字保存の利益を述べて漢字廃止論に反駁

「十七 漢字と教育との関係を論ず」

「十八 漢字と宗教との関係を論ず」

「十九 日本国は漢字国、日本国民は漢学国民なることを論ず」

「二十 明治の維新は漢字の活用なることを論ず」

第五編 漢字保存の方法・方針

「廿一 漢字教授の方法を論ず」

「廿二 国語改良の方針を論ず」

「廿三 以上の所論を結ぶ」

以下これに従って『漢字不可廢論』の内容を紹介していこう。まず序論「一、余が漢字不可廢論を主張する理由を述べ」は、先述したように本書が、明治維新以来の国字改良の波にのり、ついに帝国教育会が国に『請願

書』を提出したことに反対するために書かれたことを述べたものである。

そして本論に進むが、第二条から第九条までは、世の漢字欠陥論に対する漢字擁護論であつて、円了にとつては最も苦しいところであつた。第二条の「漢字は世界中最大困難の文字なりといふを駁す」は、『請願書』が、「歐人某曾て語て曰く、日本の言文は実に全世界に於て最も困難なるものなり」というのに対し、「西洋人には箸を握る習慣がないから、困難なるに相違なきも、日本人には其習慣があるから、却て平易に出来る、之と同じく漢字は西洋人に其習慣がないから、非常に困難のやうに感ずべきも、我々日本人には、子供の時よりのみならず、祖先以来此文字によりて教育を受け、学問を習ひ、十分なる習慣と遺伝とがあるから、却て西洋の文字よりは平易に学ひ得らるる道理である」と反論したものであつて、日本人は眼珠の組織までが漢字を見るに適する程に順応ができてゐる、という。また『請願書』が「我が学生並に児童は此の言語文字の学習の為に、其の学校生涯の大半を徒費して、他の有要なる知識を得るに暇あらず、然のみならず此の無用の日課の為に、其の銳気を消耗し、其の生育を障碍せらるること亦甚だ大なるものあり」というのに対しては、第三条「漢字は脳髓の發育に妨害ありといふを駁す」で反論せんとしたわけであるが、この第二条においてもこれを先取りして、近時の学生に近眼者が多く、また脳病患者が多いのは洋書を読むためであつて、むしろ漢字を学ぶより、洋字の方が困難である、という。

このように、漢字が学ぶに困難であるという世の一般的な見解に対して、円了は必ずしも漢字は困難ではないというのであるが、この点では円了の親しい友人でもあつた三宅雄二郎が『漢字利導説』において、「漢字の記憶は無益に脳力を費すの観あるも、視官にて事物の符号を記憶するは、物理学や社会学の道理を記憶すると違ひ、有益なる事理を解すべき脳力を犠牲に供すること多からざるは、四書五経素読の時代に十歳未滿の児童があらま

し漢字を知り得たるを以て察すべきか<sup>(22)</sup>というのに通じるものがある。

そして第三条では更に、「其論法は嘘八百を並へ立てたるものの様に見えます、何せなれば、我々は漢字の為に学校生涯の大半を徒費するとあるは、誰が見ても針小棒大的論法と思ふに相違ない<sup>(23)</sup>」といい、次に漢字を学ぶのが「ヨシ一步を譲りて、多少の困難ありとするも<sup>(24)</sup>」として、「幼時の教育に多少の困難を経過するは、却て精神の基礎を固くする助けになるものなれば、漢字を学ぶ為に、能力を減し鋭気を損する等の心配は、全く無用の事と考へます<sup>(25)</sup>」と反論する。

第四条の「漢字は老朽せる文字なりといふを廃す」は、国字改良論者の中に、「漢字は大古の絵文字より伝來せるものなれば、今日既に老い去りて実用に適せず<sup>(26)</sup>」という考えがあるのに答えたものであり、「余はもとより漢字を以て完全なる文字なりと信するものにあらざるも、西洋文字も亦不完全にして、且つ不便利なる所ありと信するものである。今後もし工夫に工夫を凝さば、西洋文字に数倍せる完全、且つ便利なる文字を發明するやも計り難い<sup>(27)</sup>」という柔軟な姿勢を見せており、「洋字は音を主とし、漢字は形を主とす、形を主とするものは、目の感覚に属し、音を主とするものは耳の感覚に属す、されば雙方共各一得ありと申して宜い、之と同時に、雙方共各一失あるに相違ない、故に他日此二失を除き、二得を合せて、別に新文字を組立つるに至らば、今日の漢字にも洋字にも数倍せる絶対的完全の文字が出来得るであらませう<sup>(28)</sup>」として、その新文字の方向をも示唆しているが、「然し是は一朝一夕の研究や工夫の及ぶ所でなく、今より五十年乃至百年の後を待たねばならぬ<sup>(28)</sup>」というのである。

第五条の「漢字は字数夥多、字画繁雜なりといふを駁す」は、漢字のもつ最大の欠陥である字数の多さと、字画の複雑さを弁護しようとしたものである。円了は「字数の多きは漢字より洋字の方である。先づ康熙字典とウ

エプスター大字書とを相較すれば、ウエプスターの方に字数の多いことは、誰も疑ひますまい<sup>(29)</sup>といい、「多くの文字の中には、漢字の方に字画の多いものもあり、洋字の方に字画の多いものもありて、五十歩百歩の相違に過ぎませぬ<sup>(30)</sup>」という。これは雑誌論文の「漢字不可廢論」に、「例へば天と Heaven 又は Sky と孰れか字画多きや、地と Earth と孰れか複雑なるや<sup>(31)</sup>」というような意である。これらは洋字が二六文字であつて、漢字には無余数万にのぼる字数があるのを捨象して、誤彙数や綴字数で比較しようとしたものであつて、いささか見当はずれという感もなくはない。案の定、後に紹介する『漢字不可廢論』に対する最大の反駁論文である、保科孝一の「井上博士著『漢字不可廢論』を読む」では、「ウエプスターにあるのは文字にあらざして言葉である。康熙字典にあるのは文字兼言葉であるから、之を同一に比較することは出来ぬ。……ウエプスターに比較するには、康熙字典と佩文韻府とを併せてでなければならぬといふことを忘れて居られる<sup>(32)</sup>」と批判している。

先に川田剛も、「日本普通文字ハ将来如何ニナリ行クカ」の中で、「英文ヲ学ブ者、ABC二十六字ヲ、暗記シタレバトテ、之ヲ綴リタル単語ヲ、知ラザレバ、何ノ用ニモ立タズ、英ノ字書ウエプストル一部ニ、拾一万四千語アリ<sup>(33)</sup>」といい、「漢字ノ點異ヲ聚テ、種々ノ字形ヲナスコトハ、羅馬字ノ、数字ヲ綴リテ、一語ヲナスニ同ジ<sup>(34)</sup>」といっているから、円了はこれに影響されたものであろうか。

しかしながら円了も漢字の繁雑であることは十分に認識しており、「通例略記を用ひ、體を体と略し、龜を龜と略し、雙を双と略し、邊を辺と略し、舊を旧と略する<sup>(35)</sup>」ように、「今より略法草書法を改良して、従来より一層簡便の方法を設くるに至らば、漢字を用ひても別段の不都合はないと考へます<sup>(36)</sup>」と提案している<sup>(37)</sup>。

この点についてもすでに何人かの識者によってふれられており、坪内逍遙は「新文壇の二大問題」（明治二八年）の中で、「若し漢文字を制限すべしと定めば、単に漢字の使用法のみを制限すべきか、又は其の字体を簡便

にすべきか<sup>(38)</sup>という問題を提起しており、大西克知は眼科医として、『学生近視の一予防策』（明治三〇年）の中に省字説を主張している。それは、(一)音相通ジ又は義相同ジキモノは、機↓机、擔↓担、黨↓党、惡↓歹のように他の易しい字を用い、(二)正字ノ一部分ヲ省いて、附↓付、庭↓廷、餅↓并、温↓盪、怪↓圣、殿↓厩のように略し、(三)草書古文本字俗字等ヲ転用シ又ハ一種固有ノ省略ヲ行つて、盡↓尽、長↓兵、邊↓辺、圍↓围、學↓学、鸞↓鸾、將↓将、などとすることを提案したものである<sup>(39)</sup>。

第六条「漢字は発音に困難なりといふを駁す」も、音表文字ではない、表意文字としての漢字の決定的な性格を弁護しようとしたものである。ここでは、「其困難は改良論者が囁し出てる程のことはなからうと考へます」として、「漢字の発音には自然に一定の規則ありて、最初其音源となる数十字を記憶し居れば、大抵他の発音を知ることが出来る<sup>(40)</sup>」といい、偏・偏・篇・編・編・編・編・編、扁の音がヘンであることを知れば、皆ヘンと発音することが判る、という例を出している。そして「例外の例外にして、到底規則を以て律することの出来ざる分は、今後其発音を改めて差支ない」とも、「漢字に呉音漢音の二様あるも、普通に慣用せる音を本として、多少の修正<sup>(41)</sup>を加える、とも提案する。前者の例としては、儒はダを改めてジュとし、忸の音はヂクを改めてチウとすればよい、というのである。

第七条「漢字は西洋語を訳するに不便なりといふを駁す」では、「洋語の音訳はすべて仮名を用ひて差支ない、已に今日にても、實際音訳には仮名を用ひて居ます<sup>(42)</sup>」とし、それほど大きな問題とはなっていない。そこでついでに、「先年英語を以て日本の国語とするに如かずと云ふか如き、極端の論も起りたる趣なれとも<sup>(43)</sup>」と、森有礼の英語を国語とする論に対し、「其英語主唱の如きは、国家の独立上、言語の独立の必要を知らざるものにして、且つ今日の改良論者の執らざる説なれば、弁駁する必要はない<sup>(44)</sup>」と一蹴するが、ローマ字国字論に対しては一言



を要するとして、漢字を廃止しても、英語なり、独逸語なりの西洋語を学ぶ不便は今日と一向に変わらないし、其の上に漢字を学ぶ不便が増えることになる<sup>(45)</sup>。

また第八条「漢字は言文一致を實行する妨に至るといふを駁す」では、当時国語の問題として広く議論されていた言文一致についての意見であつて、漢字を用いても言文一致を實行するに何の不便もなく、現に「余輩などは、近来漢字を用ひながら多く言文一致の文章を書きて居る<sup>(46)</sup>」と自負している。また「余は国字改良よりは、寧ろ言語の一定が目下の急務であると申しました<sup>(47)</sup>」として、所謂、標準語化を叫んでいるが、これら言文一致と言語の一定は、帝国教育会の『請願書』にもふれられているところであつて、当時の識者の共通した意見であつた。

第九条「漢字は活字を組立つるに不便なりといふを駁す」では、冒頭に、「漢字全廃論の口実中最も取るべき点は、漢字は発音を知るに不便なりということと、漢字は活字を組立てるに不便なりといふこととの二点に過ぎませぬ<sup>(48)</sup>」というように、印刷上の不便は十二分に認識されていたので、ここではその不便さを解消するための提案に終始している。即ち「偏と傍と冠と脚とを分解して活字を組立つる方法」で、偏と傍と冠と脚とをバラバラに分解して、それぞれを活字につくっておき、これを印刷の時に組合せれば、活字の数は四百から五百ですむというのである。もつともこれでは字の大きさに不揃いができるので、縦組みや横組みの場合には、「多少文字の形を改変する必要があるませう<sup>(49)</sup>」という。即ち縦組みの場合には、横に広げることができないので、海は葉とつくり、松は桒と作らなければならないというわけである<sup>(50)</sup>。そしてこの提案はすでに、明治二四年に発表された「漢字論」と略同であつて、円了が言うように、国字の問題にも早くから関心が持たれていたことが証明される。以上のように第一編・漢字欠陥論に対する弁駁は、漢字そのものの持つ特性に基づき、国字改良論者からの漢

字批判に対するものであるから、漢字弁護者円了としてもなかなか苦しい立場に立たされていた。しかしながら、そうした漢字自身の持つ欠陥を十分に認識していたからこそ、円了は漢字を出来るだけ簡略化し、音訓を規則的かつ標準化し、活字組立法を考案し、その短所を工夫によって減ずる努力をするとともに、十分の調査研究の後に音表文字と表意文字両者の短所をため、長所を合わせた完全なる新文字の採用をも辞さずと説いたのであつて、その姿勢は決して固陋なものではなく、むしろ「ありのまま」を「ありのまま」に見た融通無礙性のあつたことに注目しなければならぬであろう。勿論、少々無理な議論も目につかないことはないが、むしろそれは、第二編以降に展開される漢字保存論の伏線であると読んでおいた方がよいかもしれない。

さて第二篇たる第十条から第十二条までは、漢字を全廃するとすれば、それに伴つて生ずる問題点が多いことを述べ、漢字廃止論に反駁したものである。まず第十条「漢字を廃すれば有らゆる困難を避くべしといふを駁す」は、改良論者は我が国の言語が文字多く、字体定まらず、音訓多く、様々な方言・文体があつて、錯雑を極めており、したがつて漢字を全廃するに如かず、というのはいささか驚き入つた説であつて、「もし今日漢字を廃したならば、言語文章の錯雑は今より五倍も十倍も殖るに相違ありませぬ」として、例えば情・状・上・場・壤・蒸などの同音の文字を区別することができなくなり、それは「一の不便を避けんと欲して、二三の不便を招くと同様」であると反駁する。<sup>101</sup>

この点についてはすでに坪内逍遙も「音声を礎として成れる綴字語は、比較的に同声同音の語に乏し。然れども支那国の如く、夙に豊富なる象形字を作りいだしたる国は、目を頼みとすること多きが故に比較的に同声の多きを怠まず」とし、明治十九年に出版された『日本文体文字新論』において矢野文雄は、「支那人ナレハ一千三百ノ声ハ皆ナ異声ト為スカ故ニ異声異義ノ語ト為ル者ヲ日本人ハ之ヲ同声異義ノ語ト為シ居レリ 是ヲ以テ支那

ニテハ紛ラハシカラサル異ナル声モ日本ニテハ同キ声ト為テ其ノ紛ハシキコト甚シキナリ<sup>(53)</sup>と主張している。

更に第十一条「漢字を廃すれば人心上は大異動を起す所以を述べ」では、「抑言語文字は直接に人の精神思想に關聯し、其一改一変は必ず精神上に變動を引起す」とし、「我邦目下の急務は万国競争の間に獨立を維持するより先なるはなく、國家の獨立は、民心の一定より大切なるはない<sup>(54)</sup>」と、漢字廃止の精神上に与える悪影響を説いている。この点についても坪内逍遙は、「国語は国粹の宿る所、国字は国風の存する所、此の二者を保存するは愛國的情操を保持する所以、それを悉く破壊するは國家の大不利となるべき所以を殆ど忘れたりし趣あり<sup>(55)</sup>」といっており、相い通じるものがあるであろう。またここで円了が「言語文字は精神思想を表示する第一の器械なれば、其改変と同時に人心の瓦解を招くは、必然の勢である<sup>(56)</sup>」という表現をとるのは、川田剛が「文字ハ国人ノ聲音言語ヲ影写スル器械ナレバ、……俄ニ改革ス可ニ非ズ<sup>(57)</sup>」という表現とよく似ており、あるいはこれを借りたものとも想像される<sup>(58)</sup>。

そして第十二条「漢字を廃すれば倫理上に大影響ある所以を述べ」に進み、「余は『チウ』でも又は Chiu でも、決して「忠」の字の如き深き觀念は起らぬと信します<sup>(59)</sup>」とし、「天皇陛下より下し賜はる勅語の如き、漢字を減して和語を多くする場合には、我々の心中に於て尊嚴を減する氣味がある」と主張する。

以上は、漢字欠陥論あるいは漢字廃止論に対する弁駁であつて、主旨は漢字の短所をいかに減じるかということと、漢字欠陥論あるいは漢字廃止論に主張したものであるが、次節以降は漢字の利点、漢字保存の利益を述べて、漢字保存を積極的に証明しようとしたものである。こうした構成は、三宅雄二郎の「漢字利導説」が、「如何にして漢字の害を減すべきか、如何にして漢字の利を増すべきか<sup>(60)</sup>」という二点からの構成であることに通じるものがある。

さて第三編たる漢字の利点を述べて漢字欠陥論に反駁する最初は、第十三条の「漢字には種々の長所あることを述べ」である。ここでは、例えば木偏にかかる文字は木に属すように、偏は部類を表わして、「漢字に限りて、文字の上に事物の分類が現れて」<sup>(61)</sup>おり、傍は音声を示すから、偏と傍の両方を吟味すれば、音訓の一通りは察しうるという特徴をもつのは漢字の長所であるとし、また日と月を合して明とするが如く、その組合せにも興味深いものがあるから、「余は今後の国語上の急務は、漢字廃止にあらざして、漢字教授法の改正であると考へます」という。<sup>(62)</sup><sup>(63)</sup>

またこれは言葉を換えれば漢字の字源・語源の問題であつて、坪内逍遙は漢字を廃して「語原の埋没するが爲に生ずる不便は、尚一二のみならざるべし」と<sup>(64)</sup>いつている。また矢野文雄も「日本ヲ仮名体ノ世ノ中ト爲ストモ通例ノ教育アル世人ハ必ス語原ヲ知り支那字ヲ知ルヲ勉ムルニ至ル可シ」と<sup>(65)</sup>いつて、いづれにしても漢字は必要との意見を述べた。

第十四条「漢字には美術的興味あることを述べ」は、漢字は「皆実物の模形にして、一種の絵画である、其他絵文字にあらざる分も、筆勢と云ひ筆法と云ひ、皆一種の画風を帯ひて居る」と<sup>(66)</sup>して、漢字がもともと美しいということを述べるとともに、「一文中にて主眼なる文字は漢字を書し、其前後の連絡は仮名を以てする故、一見一過容易く文意を一握することが出来ます」と<sup>(67)</sup>いう漢字かな交り文の利点にもふれている。これについても逍遙が、「綴字組織の音字と、一字にて一意をあらはす意字と、何れが目に見るに簡便なるか」と<sup>(68)</sup>いうように、異論のないところであろう。

第十五条「漢字を用ふれば日本の特性を保存する益あることを論ず」では、「我日本の数千年間の学問技芸は、皆漢字及漢字によりて今日に伝来し、道徳人倫を始とし、我々の風俗氣質に至るまで、皆此字此字によりて維持

し居るは、疑なき事実<sup>(69)</sup>と説き、もし漢字漢学を廃したならば、「数万の書籍は之を反古として焼き棄るか、左なければ新国字に反訳して、印刷せなければならぬ」。国字改良論は、「光明世界を變して暗黒世界にする方法」と主張している。この文章は、西村茂樹の「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」（明治七年）中の、「若シ断然トシテ和漢ノ文字ヲ廃シ洋字ノミ用フルトキハ今日ヨリ以前ノ載籍ハ全ク読ムコトヲ得ズシテ二千年間ノ和漢ノ事迹ハ曖昧ナルコト暗夜ノ如クナルベシ」と類似し、これを参看したものであろう。漢字と過去の文化との関係については逍遙も、そして重野安繹の「常用漢字文」（明治三二年）においても、説くところである。<sup>(70)</sup>

第十六条「漢字を用ふれば東亜の勢力を占むるの益あることを論す」では、「日本が支那四百余州を一統して、東洋の最大帝国となるは、国字改良論者が仇敵視し、蛇蝎視しペスト視する漢字の保存に在ること明かであります<sup>(74)</sup>」と主張する。三宅も「漢字の利は東亜思想を得、東亜政略、東亜商略を扶くるに在り<sup>(75)</sup>」というから、このような見方が当時の識者の中にあつたことが知られる。

そして第十七条から第二〇条までにおいては、漢字を保存することの利益を述べて、漢字廃止論に反論する。第十七条「漢字と教育との關係を論す」では、「我邦の学問は全く漢字によりて伝へ、和文学或は国語学と称するものも、凡そ八九分通りは漢学漢字に基くものなれば、一旦漢字を廃したるときは、教育上に非常の不便を与え、不都合を生ずるは勢の免れざる所であります」といい、むしろ「我々今日の困難は漢字を学ふの点にあらざして、洋語を学ぶの点にある<sup>(76)</sup>」という。少々ニュアンスは異なるが、西村茂樹も「是マデ国字トセシ四十八字ヲ棄テ視テ爬行蛇走トセシ外国ノ文字ヲ学バシメントスルハ難中ノ難事ト云フベシ<sup>(77)</sup>」という。そして円了は日本主義的な立場から、「我々は日本の将来に対し、早く洋語を学ぶことを止めて、西洋人に我国語を学はしめんことを望むものである<sup>(78)</sup>」と主張する。

また第十八条「漢字と宗教との關係を論ず」では、詳細は省略するが三つの主なる理由をあげて、「漢字廃止は仏教の弘道に害ありて、耶蘇教の傳播に利あること」を説いている。<sup>(79)</sup>但し論文「漢字と仏教」では、漢字の廃止が全面的に仏教の普及に害となるというのではなく、例えば家を改築する際にも、他に移り住む家があつて始めて家を取り壊すことができるようなもので、「他日五十年乃至百年の後日本仏教が世界に普及した暁には或はかへつて漢字の廃止が仏教普及に得策なるやうになるやも計りがたい」といつている。<sup>(80)</sup>

第十九条「日本国は漢学国、日本国民は漢学国民なることを論ず」は、今更解説の要もなく、ご推測いただければであらう。但し、「改良論者が口に漢字廃止を唱へながら、其著書も其書翰も其名刺も、皆漢字を用い居るは、自家撞着ではありますまいか」と皮肉つていることを紹介しておこう。三宅の「苟も仮名に熱心なる上は遠慮なく仮名一天張りに推し徹さざる可らざるなり、然るに従前の主張者を観るに、自ら行ふこと甚だ少かりしが如きは何ぞや」という言葉に倣つたのである。

第二十条「明治の維新は漢学の活用なることを論ず」は、「余は明治の維新は、全く漢学によりて養ひたる精神思想の發揮せるものと思ひます」といふ明治維新觀を披瀝し、日本の近代化も、今日の隆盛も漢学の精神の發揮されたものであり、漢学に功ありとすれば漢字にも功労があつたわけで、これを排するのは理に合わない、というのである。

以上のように円了は、様々な角度から漢字廃止論に反対し、漢字保存を主張してきたわけであるが、漢字には長所があるとともに、欠陥もあり、漢字を保存するとしてもその改良の必要は十分に痛感していた。そこで最後に、漢字保存の方法と方針を論じることとなる。

第二一条「漢字教授の方法を論ず」は、その方法を論じたもので、まず保存するとしても節減することは必要

であるという。円了によるその目処は、小学校は千字〜二千字、中学校は二千字〜三千字、高等学校は三千字〜四千字、それ以上の専門家には五千字以上である。その他の漢字節減論者の目標字数は、略年表中に記したものの外は、福沢諭吉は約二千か三千とし、<sup>(84)</sup>三宅も二三千を見当として<sup>(85)</sup>いる。

また音訓の不規則なものや、地名人名などの読みにくいものは、例えば但馬を田島と改めても差支ないとし、「吳音漢音の両様あるに就ては、成るべく普通に用ふる音を取りて一定に」し、「一字に就て色々不用の訓」のあるものもこれを除き、「其最も主要なる訓のみを」残す。また教育上の工夫として、漢字の組立ての錯雑なるものは、一々解剖して其意味を説明する、などといった提案をしている。<sup>(86)</sup>最後の提案については、三宅も「要するに漢字の学び難きは、漢字其物の性質よりは、之を学ぶに順序の宜しきを得ざるに在り」という。<sup>(87)</sup>

そして最後に、第二二条「国語改良の方針を論ず」において、国語全般に亘る今後の改良の方針について、

第一に普通の言語を一定すること

第二に言文一致を實行すること

第三に漢字の制限を定むること

第四に漢字の音訓を規定すること

其他仮名に就ては、平仮名、片仮名の両様を存し、万葉仮名は一切之を廃し、通常の言語は漢字と平仮名にて綴り、外国語の音訳などは片仮名を用ひ、勅語祝文祭文などは漢字に片仮名を交へることとしたいと思ふ、且つ漢字の字画の複雑なる分は成るべく略躰を用ひ、草書は成るべく一定の書躰によりて、分り易きを拵び、書翰文は成るべく普通の文躰に近寄る様に改めたいと思ふ、是れが余の国語改良に関する意見の大略であります。<sup>(88)</sup>

とまとめている。

第二三条は「以上の所論を結ぶ」という見出しが立てられているように、以上二三条にわたる所論が簡単にまとめられ、

漢字万歳 漢学万歳

漢字漢学万々歳

でしめくくられている。<sup>(89)</sup>

### 三、『漢字不可廃論』に対する同時代的評価と今日的評価

円了が『漢字不可廃論』をはじめとする一連の論著を世に公にした時、かなりの反響があったようである。それは円了自身が雑誌『太陽』六一九（明治三十三年七月）に「漢字存廃問題に就て」という一文を寄せて、「余が年来の漢字保存論を公にし最初哲学館生徒に対して演述したりし漢字論を一部の小冊子と成し題すに漢字不可廃論の名を以てし広く朝野の諸士の批評を乞ふに至りたれば四方より賛成或は反対の声競ひ起り意外にも世人の耳目を引くことを得たるは余が大に謝する所なり」と書いて<sup>(90)</sup>いることから知られる。そこでそのいくつかを紹介してみよう。

雑誌『太陽』は国語問題について強い関心を持っていたが、その第六卷第一号（明治三十三年二月）には、論文「漢字不可廃論」が出たときに、いち早くその要旨を紹介するとともに、「国字改良の反対者」という見出しの論評をのせている。その論調は「国字改良其物は名実如何にも間然する所無きも、兎に角一国人文の上に於ける



一大変動あれば、平和無事を好める保守者流には少からざる悪感情を与ふべし。彼等は種々の堂々たる名目の下に遂にその不平を漏らし、是の革進の氣運に反抗して種々の妨碍を与ふべきは明かなり、国字改良論者は斯る反対は始めより万々期待せる所なるべきも、当に是の反抗の盛に起らむ時、其の従来の態度を頽さざる様今日より充分の覚悟あらまほし」と書き出しているから、国字改良の立場に立つていたのであるが、円了の「漢字不可廃論」に対しては、「然れども純然たる字者の態度を以て公然漢字不可廃論を唱ふるもの、例へば井上円了氏の如き人の説に対しては、国字改良論者も一応は耳を傾けざる可らず」と一応の評価を下している。しかし『太陽』編集部が立場が国字改良にあったのであるから、何の具体的な根拠も示すことなく、円了の論拠は薄弱であつて、漢字の利益を述べたところは国字改良論者も参考にすべき点はあるが、「漢字不可廃論としては何人も中正の立言なるを首肯し得ざるべし」と断案している。<sup>(9)</sup>

これに対して『国民新聞』はその第三一〇三号（明治三三・四・二六）に、「『漢字不可廃論』に対しての弥次馬 美妙（投）」という見出しの記事を載せているが、それは、「目下流行の漢字廃止説を駁して痛快を極めた」という書き出しで、「條を分けて漢字が決して困難の文字で無い事、漢字は脳髓の發育に妨害の無い事、すべて十数項に分けて平易に説き、終に『漢字を用ゐれば日本の特性を保有する益あること』、『おなじく東亜の勢力を占める益あること』等に及んだ。漢字を用ゐれば東亜の勢力を占めるとは之を政治的から下した観察として、兎も角もと為るとも、博士がひとり群を抜いて漢字のために尽くされる勇氣と熱心とに対しては吾人も満腔の誠意を以て感謝する。要するに博士の此書は吾人が言はうとした所を殆んど言ひ尽くした。敢て批難を下す余地も無い」と結んでいる。満腔からの賛意を表したわけである。

先述したように、帝国教育会からの請願を受けて、貴族院衆議院の両院は国語調査会の設置を議決していたが、

明治三年の四月二日に文部省はその委員を任命した。委員長を前島密とし、委員を上田万年、那珂通世、大槻文彦、三宅雄二郎、徳富猪一郎、湯本武比古、朝日奈知泉としたものである。これに対して『太陽』第六卷第六号（明治三年五月）は、「国語調査委員の中に朝日奈・三宅・徳富の諸氏を羅致したるは、御役人主義を離れたる近頃出色の任命と称すべし。唯井上円了氏の名を見ざるは、稍物足らぬ心地す」と論評している。これはこれらの委員の大多数が音字論者で（編集者は三宅を漢字節減論者であろうが、究竟の国字としては、仮字もしくは羅馬字を主張する者と見ている）、絶対的漢字論者のいないことを批判したのである。

国字改良論の立場に立っていたはずの『太陽』編集部も、円了の主張を軽視できなかったものと見えるが、実はこの次の号、即ち第六卷第七号（明治三年六月）では更にトーンダウンしている。それは「国字改良論の三難関」という論説で、国字改良論への反対説には大凡そ三種あるとして、

- 一、将来は兎に角、今日の所にて漢字廃止は不利益なるが故に。（實際家の反対説）
- 二、現行の国字は改良論者の言ふ如く不利益なる者に非るが故に。（保守家の反対説）
- 三、漢字を廃止せば、従来漢字にて現はされたる思想感情の中にて充分に現はされ得ざるものがあるが故に。

（教育の意義に関して国字改良論者と根本的反対意見を含有する人の反対説）  
とまとめており、「右の中、第二の反対説は純然たる字理上の争なれば、国字改良論者にとりて最も與し易きものならむ。第三の説は反対の根拠頗る深く、一面には保守家の同情を得、他面には實際家の賛成をも得なければ、改良論者にとりては由々敷難物なるべし」とする。

実は円了の『漢字不可廃論』は、この中の第二説の代表として把握されているのであるが、第一・第三の意もその中に力説されていたことは、前節において見たとおりである。論文「漢字不可廃論」が出て以来、これにこ

だわり続けてきた『太陽』編集部がこれを知らないわけはなかったであろう。その上で、「吾人も国字改良、漢字廃止には預ねて賛成の意見を述べ置きたれども、今日になりてよく／＼考ふれば、是の問題はたやすく決定せらるべきに非ずと思惟するが故に、茲に暫らく疑問として仮説的反対論を述べることとせり。吾人は今日の所、何れとも判断つかず、尚ほ世上の識者と共に充分の研究を遂げたく思ふ也」というのであるから、『漢字不可廃論』は雑誌『太陽』編集部を半ば洗脳することに成功したのである。

以上のように『漢字不可廃論』は、漢字保存論者からは満腔の賛意を得、国字改良論者には反省のきっかけを与えたが、以上に紹介したものは、いわば印象批評という程度のものであって、本格的な論評ではなかった。

そうした中で、『教育時論』第五四三〜五四六号（明治三十三年五月）にのせられた保科孝一の「井上博士著『漢字不可廃論』を読む」は、唯一最大の本格的な反論といつてよいであろう。保科孝一は当時、東京帝国大学を卒業して間もない国語学者で、明治三十一年に国語国字問題の研究調査のため文部省の囑託となった。その後五〇余年の間文部省にあって、国語政策の策定に生涯をささげ、終戦後の「当用漢字表」「現代かなづかい」など一連の国語審議会答申にも、幹事長として力をふるったとされる。<sup>94</sup>そして国字改良の第二の波のピークとして紹介した、明治三十三年八月の文部省令「小学校施行規則」中の、仮名の字体統一・発音式仮名遣い・漢字制限の実施を立案したのも、保科と他の二人の若い学者（藤岡勝二・岡田正美）であった。<sup>95</sup>

この保科の『漢字不可廃論』に対する反論は、微に入り細を穿つ非常に詳細なもので、分量もおそらく『漢字不可廃論』に匹敵するほどになっている。今その詳細を紹介する余裕を持たないが、『漢字不可廃論』全二三条中の、第二条から第二〇条までを逐条的に反論したもので、国字改良論者として政府の国語政策の実務を担っていた論客の、漢字保存論に対する反論として聞くべき点が多い。

円了はこの保科の反論を読んだのであろう。というのは、保科論文には「此論は決して博士の真意を表白したものでない。或他の目的のために起草せられたものであるといふことが、道路の風説に伝つて居る<sup>(96)</sup>」とか「頑迷なる一部の漢学者若くは僧侶に煽動せられ<sup>(97)</sup>」「此不可廢論は何か為めにするところあるものである<sup>(98)</sup>」といった文章が散見せられるので、そこで円了は『太陽』に、「漢字存廢問題に就て」という論文を書こうとしたと推測されるからである。この中に、「余は最初より此論を世に公にしたる日には国字改良論者より仇敵視せられ蛇蝎視せらるることを覚悟し預め劇烈なる駁撃の余が一身に集るならんと想像せしを以て何程反対の声の囂々たるも余か毫も驚かざる所なり然るに其批評中には全く無根の事実を伝へ或は余か本旨を誤るもの多きか如し例へば或る批評中に余か奇を好むの余り此の如き無用の言をなすなり或は機に投して利を占めん為なり或は漢学生の機嫌を取らんと欲してなり或は仏教家の歡心を得んが為なり等の誤意あるを見たりし<sup>(99)</sup>」といったことを書いているのを見れば明かであろう。ところが丁度この時に、折悪しく円了は病床にあつたため、この論文は未完に終つた。

従つて残念ながら円了と保科の論戦は起らなかつた。本稿はこの両者の批評をし、勝敗を決するという立場にはないが、これは『漢字不可廢論』の今日的評価とも連がるものであるから一言しておこう。

すでに述べたように、円了は仏教の如実知見というべき、「ありのまま」を「ありのまま」に見るという立場に立つて、音表文字としてのカナ・ローマ字と、表意・形象文字としての漢字の、一長一短を十二分に認識していた。その上に立つての漢字保存論であつたから、漢字節減・字体の簡略化・音訓の整理標準化・その教育法の改善など、漢字の欠陥を減少する手だてを十分に構はることを前提にしており、五十年百年の後に、音表文字と表意文字との長所欠点を十分に研究調査した上で、理想的な新文字を採用することには決して反対してゐなかつた。従つて円了は単なる保守主義ではなく、合理的な現実主義であつたといつた方がよいであらう。

これに対する保科論文は、漢字の欠陥・漢字保存の弊害のみを述べて、カナ・ローマ字の短所・欠点、および漢字全廃の障害などを少しも認めないという、むしろ頑な態度にあった。したがって保科は円了の意見のごとくに反駁するばかりで、立場が異なれば見方がこうも違うものかと驚かされるほど、両極端に分かれており、どこまでも平行線をたどらなければならないという印象を受ける。

しかしながら今日現在の国字国語に関する状況を眺めれば、この両者の意見の現時点の評価は一目瞭然であろう。前節で紹介した『漢字不可廃論』第二二条の、国語改良の方針をもう一度ご覧いただきたい。それが、少なくとも現時点での国語国字政策と二分の相違もないことは、多言を要する必要はないであろう。まさしく円了がその終りに、

「余は断言して国字改良は今日の急務でないと申します、社会の潮流も一時の後は、必ず余が意見に向て進むであろうと信します<sup>(四)</sup>」  
と、烈々たる自信をもって予言したとおりになったのである。

### おわりに

円了の『漢字不可廃論』は、第二節において具体的に指摘したように、西村茂樹・川田剛・矢野文雄・三宅雄二郎・大西克知・重野安禪などの、漢字保存(節減)論者や坪内逍遙の客観的な学説紹介など、多くの論著を綿密に調査研究した上で著述されたもののように思われる。勿論本書の内容は漢字廃止を前提とした国字改良論への反駁であるから、それら国字改良論の意見・言い分も調査したことは言うまでもないであろう。それは保科も、

「重野博士であるとか、西村茂樹先生であるとか、……是等の意見を網羅して、巧みに漢字保存の弁護をせられたのが、井上博士の『漢字不可廢論』である」と評することからも証明される。

このように、円了の『漢字不可廢論』がそれまでの漢字保存論を巧みにまとめ、国字改良論の意見を総括したという感があつたためであろうか。略年表を見られれば判るとおり、この公刊以降は、カナ・ローマ字国字論の動きはパタリと止まってしまっている。そして円了が検討の余地ありとして残した、新国字の發明・議論がにわかに盛んになった。

それは「はしがき」や本論中にもしばしば記したように、「あるがまま」を「あるがまま」に見るといふ、如実知見の正しきの力が自ら現われたものと評すべきであろう。円了は自らを「余が如き局外者」と卑下しながら、従来为国字国語に関する学説を客観的に堅実に調査研究し、これを先入見や偏見なしに料理したといふことができる。それは平凡で、むしろ凡庸といふべき態度であるが、反面それこそが科学的・学問的・合理的な姿勢であつた。それ故にこそ自ら「局外者」と卑下した国字国語分野においても大きな影響を及ぼしたのである。井上円了の学理思想の基礎は、まさしくこの「如実知見」にあつたといふべきであろう。

〔註〕

(1) 円了は自らの生涯の大方針として、一、哲学の理論を世間に応用して其普及に意を用する事。二、東洋の諸学を我邦に再興して其發達に力を竭す事。という二条を掲げている。その第一条をさす。

(2) 「漢字存廢問題に就て」(以下『雨水論集』を用いる) 三六二—三頁

(3) 同右三六〇頁

- (4) 『漢字不可廃論』七二頁
- (5) 吉田澄夫、井之口有一編『国字問題論集』、(富山房、昭和二十五年十一月十日発行) 上巻、三三頁
- (6) 阪谷素『質疑一則』、同右上巻八一頁
- (7) 武部良明「国語国字問題の由来」(岩波講座『日本語』三 所収、岩波書店、昭和五二年一月一〇日発行) 二七一頁
- (8) 『漢字不可廃論』七一〜七二頁
- (9) 同右一〜二頁
- (10) 同右三〜四頁
- (11) 『国字問題論集』下巻九三頁
- (12) 同右九七頁
- (13) 「漢字の運命」(以下『甫水論集』を用いる) 一八一頁
- (14) 「漢字不可廃論」(以下『甫水論集』を用いる) 三二八頁
- (15) 「漢字存廃問題に就いて」三六三頁
- (16) 同右三六四頁
- (17) 『東洋哲学』三一―一、明治三〇年一月二日
- (18) 『国字問題論集』上巻四六頁
- (19) 同右下巻九五頁
- (20) 『漢字不可廃論』五〜六頁。「漢字不可廃論」三〇八頁、「国字改良論の三大誤」(以下『甫水論集』を用い

る(二〇〇)二〇二頁参照。

- (21) 『国字問題論集』下卷九六頁
- (22) 同右中卷一七四頁
- (23) 『漢字不可廢論』七頁
- (24) 同右八頁
- (25) 同右九頁
- (26) 同右一〇頁
- (27) 同右
- (28) 同右一一頁
- (29) 同右一二頁
- (30) 同右一三頁
- (31) 「漢字不可廢論」三一〇頁
- (32) 『教育時論』第五四三号六頁上と下
- (33) 『国字問題論集』中卷一〇三頁
- (34) 同右
- (35) 『漢字不可廢論』一三頁
- (36) 同右一三と一四頁
- (37) 「漢字不可廢論」三二五頁参照



- (38) 『国字問題論集』中巻一二二頁
- (39) 同右中巻二四頁以下
- (40) 『漢字不可廃論』一四〇一五頁
- (41) 同右一六頁。その他「漢字不可廃論」三一〇頁参照。
- (42) 同右一七頁
- (43) 同右一八頁
- (44) 同右
- (45) 同右一九頁
- (46) 同右二〇頁。その他「漢字不可廃論」三一四〇五頁、「国字改良論の三大誤」二〇三頁参照。
- (47) 同右二二頁
- (48) 同右
- (49) 同右二四頁
- (50) 『漢字不可廃論』三一五頁参照
- (51) 『漢字不可廃論』二五〇二七頁。その他『国字改良論の三大誤』二〇三頁参照。
- (52) 『国字問題論集』中巻一四六頁
- (53) 同右中巻五九頁
- (54) 『漢字不可廃論』二八〇二九頁
- (55) 『国字問題論集』中巻一二二〇三頁

- (56) 『漢字不可廃論』二八～二九頁
- (57) 『国字問題論集』中卷九七頁
- (58) 「国字改良論の三大誤」二〇四頁以下、「漢字不可廃論」三一八頁参照。
- (59) 『漢字不可廃論』三一頁
- (60) 『国字問題論集』中卷一七五頁
- (61) 『漢字不可廃論』三四頁
- (62) 同右三七頁
- (63) 「漢字不可廃論」三一～二頁参照。
- (64) 『国字問題論集』中卷一五一頁
- (65) 同右中卷六二頁
- (66) 『漢字不可廃論』三八頁
- (67) 同右三九～四〇頁、「漢字不可廃論」三二三頁参照。
- (68) 『国字問題論集』中卷一四五頁
- (69) 『漢字不可廃論』四〇～四一頁
- (70) 同右四一～四二頁、「漢字不可廃論」三二四頁参照。
- (71) 『国字問題論集』上卷七五頁
- (72) 同右中卷一五四～一五六頁
- (73) 同右中卷七八頁

- (74) 『漢字不可廃論』四七～四八頁
- (75) 『国字問題論集』中卷一七六頁
- (76) 『漢字不可廃論』四八～四九頁
- (77) 『国字問題論集』上卷七四頁
- (78) 『漢字不可廃論』四九頁。「漢字不可廃論」三一三頁参照。
- (79) 同右五一頁
- (80) 『漢字と仏教との關係』(以下『円了講話集』を用いる)一九八頁。「国字改良と宗教との關係」(以下『円了講話集』を用いる)二八七頁参照。
- (81) 『漢字不可廃論』五七頁
- (82) 『国字問題論集』中卷一七二頁
- (83) 『漢字不可廃論』五九頁
- (84) 『国字問題論集』上卷四六頁
- (85) 同右中卷一七六頁
- (86) 『漢字不可廃論』六五～六七頁
- (87) 『国字問題論集』中卷一七六頁
- (88) 『漢字不可廃論』七〇～七一頁
- (89) 同右七四頁
- (90) 『井上円了研究』資料集第一冊(東洋大学井上円了研究会第三部会編 昭和五六年三月一九日発行)八八頁

左

- (91) 同右八〇頁左〜八一頁右
- (92) 同右八四頁右
- (93) 同右八五頁右〜左
- (94) 『国語国字問題の由来』二七二〜三頁
- (95) 同右二七二頁
- (96) 『教育時論』第五四三号三頁下
- (97) 同右第五四五号五頁下
- (98) 同右第五四六号一〇頁上
- (99) 『井上円了研究』資料集第一冊八八頁右
- (100) 『漢字不可廢論』七四頁
- (101) 『教育時論』第五四三号四頁下